

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2022年4月14日
【四半期会計期間】	第15期第1四半期（自 2021年12月1日 至 2022年2月28日）
【会社名】	クックビズ株式会社
【英訳名】	Cookbiz Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藪ノ 賢次
【本店の所在の場所】	大阪市北区芝田2-7-18 LUCID SQUARE UMEDA 8階
【電話番号】	06-7777-2133
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレート本部 エグゼクティブマネージャー 餌取 達彦
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区芝田2-7-18 LUCID SQUARE UMEDA 8階
【電話番号】	06-7777-2133
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレート本部 エグゼクティブマネージャー 餌取 達彦
【縦覧に供する場所】	クックビズ株式会社 東京オフィス （東京都渋谷区神宮前1-5-8 神宮前タワービルディング13階） クックビズ株式会社 名古屋オフィス （名古屋市中区錦二丁目4番3号 錦パークビル2階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第1四半期累計期間	第15期 第1四半期累計期間	第14期
会計期間	自2020年12月1日 至2021年2月28日	自2021年12月1日 至2022年2月28日	自2020年12月1日 至2021年11月30日
売上高 (千円)	220,550	322,843	1,035,549
経常損失 () (千円)	129,369	4,511	342,762
四半期(当期)純損失 () (千円)	129,172	5,701	422,706
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	485,668	684,853	684,853
発行済株式総数 (株)	2,262,691	2,632,691	2,632,691
純資産額 (千円)	653,956	758,296	759,525
総資産額 (千円)	1,668,343	2,067,197	2,192,728
1株当たり四半期(当期)純損失 () (円)	57.22	2.17	183.02
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	39.2	36.4	34.6

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

4. 「収益認識基準に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

なお、当第1四半期会計期間から報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、継続企業の前提に関する重要事象等は、引き続き以下のとおり存在しております。

継続企業の前提に関する重要事象等について

当社は、新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」）の感染拡大による売上高の急激な落ち込みにより、当第1四半期累計期間において2,549千円の営業損失、4,511千円の経常損失、5,701千円の当期純損失を計上しております。

COVID-19の感染に対するワクチン接種の進展と経済活動の回復への動きのなかで、景気は緩やかながらも持ち直しの傾向にあり、当社においても同様に回復するものと想定しておりますが、変異株の動向等、先行きは依然として不透明な状況が続くと認識しております。そのため、変異株を含むCOVID-19の感染拡大の影響が想定を超えて長期化する場合、当事業年度においても重要な営業損失、経常損失及び当期純損失の計上が見込まれます。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。このような状況の中、当社は、以下の対応策を講じております。

(重要事象等を解消するための対応策)

徹底的なコスト削減

COVID-19の全世界的な感染拡大が顕在化した2020年3月の時点で全社的なコスト見直しを行い、当事業年度においても役員賞与の不支給や広告宣伝費の削減等、継続して経費削減を行うことで、当第1四半期会計期間においては前年同四半期比で約23,000千円のコスト圧縮を図りました。

また、外部環境の変化に応じて適切なコストコントロールを行うべく、コスト管理体制の整備を行いました。これにより、今後において外部環境の悪化が生じた場合にも、財政状態への負担を軽減できるものと認識しております。

資金の確保

当社は、当第1四半期会計期間末においては、現金及び預金1,884,336千円を保有しており、事業運営資金について十分な水準を維持しております。また、3億円のコミットメントラインを契約しているほか、長期借入金5億円等により、事業資金を確保しております。今後も継続して、財務基盤の安定化を図ってまいります。

なお、コミットメントライン契約（当第1四半期会計期間末残高300,000千円）に係る財務制限条項につきましては、当該契約の借入金を2022年3月に全額返済し、新たに当座貸越契約を締結のうえ同額の借入をした結果、当社の借入金に係る財務制限条項に抵触するリスクは解消されております。

以上により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当社は、飲食業界に特化した人材サービスを展開しております。

当社のビジョン・ミッション・バリューを基礎として、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた次の10年を「食ビジネスの変革を支援する会社」と定義しています。激変する消費者の行動・価値観変容を理解し、飲食店の新たな収益機会や業態の創出と変革にかかる店舗・業務・人材・資金をトータルサポートすることで食産業の再成長に貢献いたします。

既存事業においては、コロナ前・コロナ禍を比較・分析し、中期的なターゲットとなるKPIを設定し、2026年～2027年には既存事業売上が40～50億円（CAGR25～30%）程度まで回復・再成長すると試算しています。これまで支援し続けた「人」を起点に、新たな食体験・食サービスとエコシステムを提供することで、事業規模の再拡大に向けた取り組みを加速させてまいります。

当第1四半期累計期間の売上高は322,843千円（前年同四半期比46.4%増）となりました。これはオミクロン株をはじめとするCOVID-19の飲食店への影響は継続しているものの、企業の採用ニーズに低下が見られず、売上高も回復基調にあることが主な理由であります。

利益につきましては、売上高の大幅な改善や前期から取り組んでおります全社的な業務効率化・経費削減施策の継続実施及び販売費及び一般管理費のコントロールを強化いたしました。その結果、営業損失は2,549千円（前年同四半期は営業損失127,930千円）、経常損失は4,511千円（前年同四半期は経常損失129,369千円）、四半期純損失は5,701千円（前年同四半期は四半期純損失129,172千円）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当第1四半期会計期間の期首から適用しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」に記載のとおりであります。

また、当第1四半期会計期間より、当社の報告セグメントを単一セグメントに変更したため、セグメント別の記載を省略しております。当事業年度より記載しておりますサービス別の経営成績に関する説明は、前年同期比（%）を記載せずに説明しております。

サービス別の経営成績は、次のとおりであります。

人材紹介サービス

人材紹介サービスにおきましては、「cookbiz」（ ）サイトへご登録いただいた転職を希望される方へ、転職先を紹介する事業を運営しております。

当第1四半期累計期間におきましては、従来のマッチングから求人企業の即戦力採用への意識変化に対応させたマッチングに切り替えました。売上高につきましては、前述のマッチングの適正化により紹介単価が高水準を維持できており、紹介人数においても回復基調にあります。

その結果、当サービスにおける売上高は145,767千円となりました。

求人広告サービス

求人広告サービスにおきましては、求人広告サイトである「cookbiz」（ ）の事業を運営しております。

当第1四半期累計期間におきましては、従来は閑散期となる年末年始においても求人企業の採用意欲が高く、掲載社数と成約単価が前年同四半期と比較し大幅に上昇いたしました。

その結果、当サービスにおける売上高は85,984千円となりました。

スカウトサービス

スカウトサービスにつきましては、「ダイレクトプラス」という名称で、当社サイトの登録求職者に対して、求人企業が自社にマッチした人材を自ら探し、直接スカウトを行う仕組みをサブスクリプションで提供しております。

当第1四半期累計期間におきましては、従来サービスである6ヶ月・12ヶ月プランの他、前事業年度に提供を開始した月額制プランの利用も順調に推移しております。その結果、当サービスにおける売上高は87,301千円となりました。

その他

その他につきましては、当社の既存サービスに留まらない、食ビジネスの変革支援のため各種施策を実施・提供しております。また、教育を通じてスタッフの成長、定着へと導くために飲食企業を中心に「食」に関わる全ての企業を対象とした研修サービス「クックビズフードカレッジ」を提供しています。

当第1四半期累計期間におきましては、既存事業の強みを活かした人材支援領域にて採用総合パッケージを開発し、大型案件を受注いたしました。

その結果、当サービスにおける売上高は3,790千円となりました。

cookbiz：当社は人材紹介サービス及び求人広告サービスにおいて「cookbiz」の同一ブランドにて展開しております。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ125,530千円減少し、2,067,197千円となりました。その主な要因は、前払費用が8,317千円増加したものの、現金及び預金が65,183千円、敷金が49,889千円減少したためであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末における負債は、前事業年度末に比べ124,301千円減少し、1,308,900千円となりました。その主な要因は、短期借入金が135,000千円減少したためであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ1,228千円減少し、758,296千円となりました。その要因は、新規発行により新株予約権が4,473千円増加したものの、四半期純損失の計上により利益剰余金が5,701千円減少したためであります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社の経営方針・経営戦略等の重要な変更はありません。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,000,000
計	7,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2022年2月28日)	提出日現在発行数(株) (2022年4月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,632,691	2,632,691	東京証券取引所 グロース	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	2,632,691	2,632,691	-	-

- (注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2022年4月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
2. 当社は東京証券取引所マザーズに上場しておりましたが、2022年4月4日付けの東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、同日以降の上場金融商品取引所名は、東京証券取引所グロースとなっております。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2021年11月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 12
新株予約権の数(個)	630
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 63,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,377 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2023年11月27日 至 2031年11月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,377 資本組入額 689
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

付与日(2021年12月23日)における内容を記載しております。

(注) 1. 本新株予約権1個につき目的となる株式数は、当社普通株式100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとしております。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとしております。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとしております。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} + \text{既発行株式数} + \text{新規発行前の1株当たりの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとしております。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとしております。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年12月1日～ 2022年2月28日	-	2,632,691	-	684,853	-	677,853

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年11月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2022年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,625,400	26,254	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 1,491	-	-
発行済株式総数	2,632,691	-	-
総株主の議決権	-	26,254	-

(注) 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式12株が含まれております。

【自己株式等】

2022年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
クックビズ株式会社	大阪市北区芝田2-7-18	5,800	-	5,800	0.22
計	-	5,800	-	5,800	0.22

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2021年12月1日から2022年2月28日まで）及び第1四半期累計期間（2021年12月1日から2022年2月28日まで）に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第14期事業年度	有限責任 あずさ監査法人
第15期第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間	太陽有限責任監査法人

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年11月30日)	当第1四半期会計期間 (2022年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,949,519	1,884,336
売掛金	90,509	79,839
未収入金	36,657	28,487
前払費用	35,275	43,592
その他	110	80
貸倒引当金	1,884	1,359
流動資産合計	2,110,187	2,034,976
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	8,392	8,191
工具、器具及び備品(純額)	254	241
有形固定資産合計	8,646	8,432
無形固定資産		
ソフトウェア仮勘定	195	-
無形固定資産合計	195	-
投資その他の資産		
敷金	73,260	23,371
長期前払費用	128	107
その他	310	310
投資その他の資産合計	73,699	23,788
固定資産合計	82,540	32,221
資産合計	2,192,728	2,067,197

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年11月30日)	当第1四半期会計期間 (2022年2月28日)
負債の部		
流動負債		
未払金	78,265	49,800
未払費用	60,008	62,545
短期借入金	650,000	515,000
未払法人税等	11,812	3,237
未払消費税等	3,541	19,844
前受金	67,206	-
契約負債	-	108,796
預り金	9,380	13,193
賞与引当金	35,166	19,524
返金引当金	3,335	-
返金負債	-	2,468
流動負債合計	918,717	794,411
固定負債		
長期借入金	500,000	500,000
資産除去債務	14,484	14,489
固定負債合計	514,484	514,489
負債合計	1,433,202	1,308,900
純資産の部		
株主資本		
資本金	684,853	684,853
資本剰余金	677,853	677,853
利益剰余金	603,788	609,489
自己株式	163	163
株主資本合計	758,755	753,053
新株予約権	770	5,243
純資産合計	759,525	758,296
負債純資産合計	2,192,728	2,067,197

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2020年12月1日 至 2021年2月28日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年12月1日 至 2022年2月28日)
売上高	220,550	322,843
売上原価	2,377	3,413
売上総利益	218,173	319,429
販売費及び一般管理費	346,103	321,979
営業損失()	127,930	2,549
営業外収益		
受取利息及び配当金	7	9
サービス利用権失効益	1	-
セミナー収入	136	136
利子補給金	469	1,233
還付加算金	381	-
その他	151	16
営業外収益合計	1,147	1,396
営業外費用		
支払利息	1,752	3,260
株式報酬費用	833	97
その他	1	-
営業外費用合計	2,586	3,357
経常損失()	129,369	4,511
特別利益		
事業構造改善費用戻入額	738	-
特別利益合計	738	-
税引前四半期純損失()	128,631	4,511
法人税、住民税及び事業税	493	1,190
法人税等調整額	47	-
法人税等合計	541	1,190
四半期純損失()	129,172	5,701

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。

また、当第1四半期累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当第1四半期会計期間より「契約負債」として表示することとし、また「流動負債」に表示していた「返金引当金」は、当第1四半期会計期間より「返金負債」として表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(COVID-19の感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載の、COVID-19感染拡大の影響による会計上の見積りについて、新たな追加情報及び重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

当座貸越契約及びコミットメントライン契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関3行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年11月30日)	当第1四半期会計期間 (2022年2月28日)
当座貸越契約及びコミットメントラインの総額	550,000千円	550,000千円
借入実行残高	550,000	475,000
差引額	-	75,000

財務制限条項

当座貸越契約及びコミットメントラインの総額のうち、コミットメントライン契約(当第1四半期会計期間末残高300,000千円)には、財務制限条項が付されており、2021年11月期以降、経常損益を2期連続赤字計上した場合、当該借入金について期限の利益を喪失する可能性があります。

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間(自 2020年12月1日 至 2021年2月28日)

売上高の季節的変動

当社事業においては、業種特性として人材採用の需要期に収益が増加する傾向があり、多くの企業が新年度となる4月(第2四半期会計期間)及び飲食業界の繁忙期前の人材需要期である9月~11月(第4四半期会計期間)に売上高が増加する傾向があります。しかしながら、COVID-19の感染拡大の影響により、例年の傾向とは異なる可能性があります。

当第1四半期累計期間(自 2021年12月1日 至 2022年2月28日)

売上高の季節的変動

当社事業においては、業種特性として人材採用の需要期に収益が増加する傾向があり、多くの企業が新年度となる4月(第2四半期会計期間)及び飲食業界の繁忙期前の人材需要期である9月~11月(第4四半期会計期間)に売上高が増加する傾向があります。しかしながら、COVID-19の感染拡大の影響により、例年の傾向とは異なる可能性があります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年12月1日 至 2021年2月28日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年12月1日 至 2022年2月28日)
減価償却費	5,350千円	213千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2020年12月1日 至 2021年2月28日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

新株予約権の行使により、資本金及び資本準備金がそれぞれ4,420千円増加しております。

この結果、当第1四半期会計期間末において、資本金が485,668千円、資本剰余金が478,668千円となっております。

当第1四半期累計期間(自 2021年12月1日 至 2022年2月28日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2020年12月1日 至 2021年2月28日)

「 当第1四半期累計期間(報告セグメントの変更等に関する事項)」に記載のとおりであります。

当第1四半期累計期間(自 2021年12月1日 至 2022年2月28日)

当社は「HR事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(報告セグメントの変更等に関する事項)

当社は、今後の事業展開、経営資源配分等における意思決定のプロセスや実態を考慮した結果、大幅な組織変更を実施し、2021年12月より「人材紹介事業部」、「HR戦略事業部」を統合し「HR事業部」として再編しました。

これまで「人材紹介事業」、「求人広告事業」の2事業を報告セグメントとしておりましたが、この組織体制見直しに伴い、当第1四半期会計期間より「HR事業」の単一セグメントに変更しております。

この変更により、当社は「HR事業」の単一セグメントとなることから、前第1四半期累計期間及び当第1四半期累計期間のセグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2021年12月1日 至 2022年2月28日)
人材紹介サービス	145,767千円
求人広告サービス	85,984
スカウトサービス	87,301
その他	3,790
顧客との契約から生じる収益	322,843
その他の収益	-
外部顧客への売上高	322,843

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年12月1日 至 2021年2月28日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年12月1日 至 2022年2月28日)
1株当たり四半期純損失	57円22銭	2円17銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失(千円)	129,172	5,701
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失(千円)	129,172	5,701
普通株式の期中平均株式数(株)	2,257,624	2,626,023
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	第4回新株予約権 新株予約権の数 630個 普通株式 63,000株

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年4月14日

クックビズ株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古田 賢司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 花輪 大資 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているクックビズ株式会社の2021年12月1日から2022年11月30日までの第15期事業年度の第1四半期会計期間（2021年12月1日から2022年2月28日まで）及び第1四半期累計期間（2021年12月1日から2022年2月28日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、クックビズ株式会社の2022年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2021年11月30日をもって終了した前事業年度の第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間に係る四半期財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期財務諸表に対して2021年4月14日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して2022年2月25日付けで無限定適正意見を表明している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。